

## 仕様書

### 1 委託業務名

森林由来の J-クレジット等の活用拡大に向けたセミナー及びマッチングイベント企画運營業務委託

### 2 業務の目的

本県では、カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、その実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業振興や地域経済の活性化につなげていこうとする「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいます。その柱の一つとして「CO2 吸収源対策を契機とした林業等の活性化」を掲げており、県内の森林由来の J-クレジット及びブルーカーボンクレジット（以下、「森林由来の J-クレジット等」という。）の認証が進み、クレジットの創出に向けた取組の増加を図ることとしています。

本業務は、森林由来の J-クレジット等の活用拡大に向け、企業・団体を対象として、カーボン・オフセットや J-クレジット制度及び森林由来の J-クレジット等が持つ付加価値に対する理解を深めるためのセミナーを開催するとともに、県内で森林由来の J-クレジット等の創出に取り組むプロジェクト実施者、購入に関心のある企業・団体、森林由来の J-クレジット等創出を検討している自治体・関係団体、創出支援が可能な企業・団体が面談するマッチングイベントを行います。

### 3 業務の内容

#### (1) 普及啓発セミナーの開催

企業・団体を対象としてカーボン・オフセットや J-クレジット制度、森林由来の J-クレジット活用方法や取組事例等を紹介し、理解促進を図るためのセミナーを開催する。

##### ①開催時期

令和6年10月頃。なお、参加者の調整状況により変更する可能性がある。

##### ②開催回数及び開催場所

- ・開催回数は1回以上とし、中勢地域（津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町）において、オンライン配信とハイブリッド方式で開催すること。
- ・開催に必要となる機材やシステム環境は受託者の責任により準備し、会場使用料等の一切の費用は、受託者が負担する。

### ③開催内容

- ・ 次の構成を想定した内容を提案すること。
  - ア. 森林由来 J-クレジットの関係機関等による代表者挨拶
  - イ. カーボン・オフセットや森林由来の J-クレジット等に深い知見を有する者を招き、講義や事例紹介。
  - ウ. 今後の J-クレジット活用拡大に向けて、例えば有識者と県内関係者との適切なテーマを設定したパネルディスカッションの実施など、企業・団体の J-クレジットへの理解が深まるような取組。なお、具体的な実施方法は委託者と協議の上決定すること。
- ・ 報償費、旅費、食糧費等の有識者等の招へいにかかる一切の費用は、受託者が負担すること。
- ・ 県内外企業・団体及びクレジット創出者合わせて 100 者程度の参加を目標として、多くの企業・団体の参加を募るための周知方法を具体的に示すこと。
- ・ なお、クレジット創出者の自治体及び関連団体の情報は委託者から提供する。

### ④参加費用

セミナー参加者の参加費は無料とすること。

### ⑤開催方法等

- ・ セミナーの開催は全体 1 時間 30 分程度とし、3 (1) ③ア. 冒頭の代表者挨拶を 10 分程度、イ. 有識者等による講義や事例紹介を 50 分程度程度、ウ. パネルディスカッション等を 30 分程度を目安とすること。
- ・ セミナーの実施にあたっては、関係市町及び関係機関と連携しながら進めることとし、講義や事例紹介を行う有識者等と日程調整や事前打ち合わせ等を行うこと。
- ・ なお、県関係者の参加は委託者と協議して決定すること。

## (2) マッチングイベントの開催

県内で森林由来の J-クレジット等の創出に取り組むプロジェクト実施者、購入に関心のある企業・団体、森林由来の J-クレジット等創出を検討している自治体・関係団体、創出支援が可能な企業・団体のマッチングを行うイベントを開催する。

### ①開催時期

令和 7 年 2 月頃。なお、参加者の調整状況により変更する可能性がある。

### ②開催回数及び開催場所

- ・開催回数は1回以上とし、中勢地域（津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町）において実施すること。
- ・開催に必要となる機材は受託者の責任により準備し、会場使用料等の一切の費用は、受託者が負担する。

### ③開催内容

- ・次の構成を想定した内容を提案すること
  - ア. 県内で森林由来のJ-クレジットまたはブルーカーボンクレジットの創出に取り組むプロジェクト実施者による取組紹介及びプレゼンテーションの実施
  - イ. 個別ブースを設け、県内で森林由来のJ-クレジット等の創出に取り組むプロジェクト実施者と関心のある企業・団体の面談、森林由来のJ-クレジット等創出を検討している自治体及び関係団体と創出支援が可能な企業・団体の面談の場を設ける。なお、具体的な実施方法は委託者と協議の上決定すること。
- ・森林由来のJ-クレジット創出者のほか、ブルーカーボンクレジットの創出者の参加を募ること。
- ・1コマあたり15～20分程度を想定し、40コマ以上の相談枠を確保すること。
- ・多くの企業・団体の参加を募るための周知方法を具体的に示すこと。
- ・なお、クレジット創出者の自治体及び関連団体の情報は委託者から提供する。
- ・マッチングに向けて活発な意見交換が行われるように工夫して実施すること。

### ④参加費用

マッチングイベント参加者の参加費は無料とすること。

### ⑤開催方法等

- ・マッチングイベントの実施にあたっては、県内の森林由来のJ-クレジットプロジェクト実施者及びブルーカーボンクレジット創出者の参加を募り、希望する者すべての紹介が可能となるよう調整を行うこと。

## (3) アンケート調査

- ・上記(1)(2)のセミナー及びマッチングイベント参加者を対象にアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査の内容については、あらかじめ県と協議を行うこと。

#### (4) その他実施業務

##### ①管理調整業務

受託者は、委託業務の遂行にあたって責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業を進捗管理し、県の求めに応じて適宜取組状況等を報告すること。

##### ②セミナー及びマッチングイベント開催に伴う業務

- ・セミナー及びマッチングイベントの開催にあたり必要となる会場の手配及び講師派遣、参加者の募集やチラシ作成、会場の設営、資料や備品の準備、司会及び受付等の業務については原則として受託者において実施すること。
- ・ただし、セミナー及びマッチングイベントの開催にあたって県庁舎の会議室を利用する場合には、あらかじめ県と協議を行うこと。

##### ③県が実施する関連事業との連携

県が構築予定の金融機関等と連携した販売チャネル強化のためのプラットフォームと連携して実施すること。

##### ④関係機関等との調整業務

委託事業の実施にあたっては、関係機関と連携すること。

#### 4 履行期限

契約締結日から令和7年3月21日（金）

#### 5 履行（納入）場所

三重県政策企画部企画課

## 6 主なスケジュール（案）

主なスケジュールについては次のとおり想定していますが、委託者と協議の上決定します。

	セミナー	マッチングイベント
8月	主な構成の決定	
9月	セミナー参加者募集	主な構成の決定
10月	セミナー開催	マッチングイベント参加者の募集
11月	アンケートとりまとめ	
12月		
1月		
2月		マッチングイベント開催、アンケートとりまとめ
3月	実績報告書提出	

## 7 成果物

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。

(1) 委託業務実績報告書 紙媒体2部、電子媒体（DVD-R等）1部

なお、委託業務実績報告書の記載項目は以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・セミナー及びマッチングイベントの開催状況（開催内容、参加者数、参加者に関する情報、風景写真等）
- ・アンケート調査結果まとめ

(2) セミナー及びマッチングイベントで使用した資料 一式

## 8 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が8(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
  - (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
  - (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
  - (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
  - (6) 仕様書に記載がない事項については、三重県との協議により決定する。
  - (7) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
  - (8) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。